

学内における活動

□アイスホッケー部
部長

学外における活動

□法務省難民審査参与員

主要な研究業績

□「ヨーロッパ人権条約とトルコの地位」国際法外交雑誌91巻5号、32-78頁、1992年

□「非国家機関による迫害と難民の保護——英国判例と欧州人権条約を素材として——」浅田正彦（編）『二一世紀国際法の課題』、有信堂、171-196頁、2006年

□家正治・末吉洋文・桐山孝信・岩本誠吾・戸田五郎『国際紛争と国際法』、嵯峨野書院、2008年

最近の研究業績

□「EUにおける国際的保護」法律時報86巻11号、29-34頁、2015年

□「欧州司法裁判所と欧州人権裁判所の並存と相互関係——庇護事例の検討を中心として——」産大法学50巻1・2号、87-110頁、2017年

□「EU送還政策と無国籍」産大法学51巻3・4号、281-301頁、2018年

□研究テーマ

欧州出入国管理・庇護政策の研究

□研究の取り組み

国際法の研究を始めた当初から、国際人権法の分野を専門としてきました。伝統的国際法の下では、個人の基本的人権の保障の問題は、専ら各国家が排他的に管轄すべき事柄（国内管轄事項）であって、国際法の規律対象ではないとされてきました。しかし、とりわけ第二次世界大戦後、国家に人権保障を義務づける条約（人権条約）が多数締結され、人権が国内法だけでなく国際法の問題としても認識されるようになり、更に国家の人権保障義務履行を監視する仕組み、とりわけ人権を侵害されたと主張する個人が国を相手取って国際機関に訴えを起こすことができる仕組みも出来上がってきました。

このようにして国際法に、国際人権法という分野が確立してきたのですが、私はまず国家の緊急事態における人権保障に関する国際人権法上の論点の検討から研究を始め、そこから公正な裁判を受ける権利や表現の自由などの問題にも関心をもってきました。

現在、研究の主な対象としているのは、欧州（EU）の出入国管理・庇護政策です。国境を越えた人の移動は古くて新しい問題ですが、今日の国際社会においても、独裁的な政治体制や武力紛争などが原因となって国外に逃れざるを得ない人々や、国家間の経済格差を背景に、より多くの収入や豊かな生活を求めて外国を目指す人々が多くいることはご存知だと思います。そのうち特に前者の人々は難民や避難民と呼ばれます。難民問題が国際法上

の問題となったのは、ロシア革命等において政治難民が大量に発生して以来のことですが、第二次世界大戦後は1951年の難民条約や、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関の活動を通じて一定の難民保護が図られています。更に近時、難民の国際的保護は人権条約上の問題ともなっています。国家が外国人を追放する場合、追放先国でその人が人権条約の禁ずる拷問や非人道的取扱いを受けるおそれがあると認められるならば、追放を行う国に人権条約違反が生ずる、とされるようになっています。

EUでは、域内における人の自由移動を確立する一方で、出入国管理や難民保護（庇護）の分野での共通の法制度を作り上げる試みがなされてきました。それは共通欧州庇護システム（CEAS）と呼ばれていますが、難民条約や欧州人権条約等に基づく、難民の資格設定や受入れ、そのための手続等がEU法として定められるようになっています。しかしCEASは、多くの課題を抱えています。ここで詳しく述べる暇はありませんが、例えば2015年に生じたシリア等からの大量の難民の流入は、構成国の連帯に基づく難民受入れの適正な配分を目指すCEASを大いに揺るがせました。現在はそれを受けた改革が試みられているところです。日本は、ともすれば難民の受入れについて消極的であるという批判を受けていますが、このようなEUの制度や動きは、日本の出入国管理や難民保護を考えるうえで色々な意味で参考になると考えています。